

手 数 料 表

許可番号 13-ユ-310615

事業所の名称及び所在地 株式会社 ST LIFE

東京都新宿区高田馬場 4-8-9NY 企画ビル 2F

「求人受理時の事務費用」 1,000 円 手数料負担者は、求人者とします。

「求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス」 **【職業紹介サービス】**

成功報酬

①期間の定めのない雇用契約の紹介の場合

当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30%または 50 万円(いずれか高いほうとする)

②期間の定めのある雇用契約の紹介の場合

当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている 額)の 30%又は 50 万円(いずれか高いほうとする)

手数料負担者は求人者とします。

「求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス」

【職業紹介の付加サービス】

* 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合

成功報酬

当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30%又は 50 万円(いずれか高いほうとする)

手数料負担者は求人者とします。

(注) 上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算です。